

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第一編 GHQの対日労働政策

第二章 警察力増強対策

マッカーサー元帥は、七月八日吉田首相に書簡を送り、警察力の増強について次の三点を主眼とする指令を発した。

- (一) 七万五千名からなる国家警察予備隊を新設すること。
- (二) 海上保安庁の現人員一万名を一万八千名に増員すること。
- (三) 右の措置に必要な経費は、公債償還費から流用すること。

この指令は、「法の違反や平和と公安をみだすことを常習とする不法な少数者によって乗じられるすきを与えないような対策を確保するために」発せられたものである。

書簡

情勢の許す限りすみやかに日本政府に自主的権限を再授与するという私の既設政策を守るために私は国内保安と秩序とを維持し日本の海岸線を不法入国と密輸とから護るに足る法律実施機関拡大の想を練って来た。

一九四七年九月一六日の書簡により私は新たに三万名の国家地方警察隊を設けることによって日本の警察隊を総数一二五、〇〇〇名に増強するという日本政府の勧告を承認した。当時私が完全に同意を與えたところの政府の見解では勧告されかつ承認された数は将来の警察力の必要に関する任意の決定ではなく、地方自治に関する憲法上の原則に調和する警察の責任を効果的に地方分散させることを目指して近代的、民主的警察制度を打建てる際、その中心となるべき十分な部隊を設けることを目的としたものであった。それに伴ない許可された警察隊の補充装備及び訓練における活動は立派な成果をあげて進められた。自治的責任の観念は忠実に遵奉され、必要な調整は細心に進められ、また警官と一般市民の正しい関係が急速に築き上げられた。

その結果日本国民は今日政府の他の部門に負けることなく法の執行を行っているこの警察を当然の誇りとしてよい。事実、日本においては他の多くの民主主義国のそれより人口に比して警察力が弱少であり、また戦後一般的に困窮化しており、さらにその他に不法行為を導き勝ちな不利な条件があるにもかかわらず近隣諸国に見られるような暴力、混乱及び無秩序に対比して日本は静穏平静である。この順調な状態が至るところで法の正当なる手続きの蹂躪と平和と公共の福祉に対し破壊の機会をねらっている不法な少数分子によって脅威されることなく続けられることを確保するために日本の警察制度はその組織と訓練においてすでに相当程度能率的になっており、従って経験によって示された範囲内で民主社会における公共の福祉を守るに不可欠な程度の勢力に増強されてよいと信ずるものである。

日本の沿岸および諸港の海上保安に関する限り海上保安庁は極めて満足すべき成

果をあげた。しかし非合法的な密航や密貿易活動に対し、日本の長い沿岸線を防備するには現在法律で規定されている人員よりさらに多くの人員が必要とされることは明らかである。私は日本政府に対し、七五、〇〇〇の国家警察予備隊の創設と海上保安庁既存定員の八、〇〇〇名増加に必要な措置をとることを許可する。これに要する当座の経費はさきに予算で債務の補てんに割当てた基金を流用することが出来る。これらの措置の技術面については従来通り総司令部の各部課が勧告と援助を行うであろう。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
